

東京都糖尿病対策推進会議規約

平成 18 年 12 月 26 日制定

平成 22 年 10 月 26 日改訂

平成 23 年 11 月 16 日改訂

平成 29 年 2 月 21 日改訂

(目 的)

第 1 条 東京都糖尿病対策推進会議（以下「推進会議」という。）は、糖尿病の発症予防、合併症防止等の糖尿病対策をより一層推進し、都民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(構 成)

第 2 条 推進会議は、前条の目的に賛同する東京都医師会、日本糖尿病学会糖尿病対策東京都地区、東京都糖尿病協会、東京都歯科医師会、東京都眼科医会、東京都栄養士会、東京都薬剤師会、東京都の八団体の代表者をもって構成する。

(役 員)

第 3 条 推進会議に会長、副会長を置く。

2. 会長及び副会長は、東京都医師会会長及び担当副会長が務めることとする。
3. 役員任期は東京都医師会役員任期に合わせることにし、再選を妨げない。

(会 議)

第 4 条 推進会議は必要に応じ随時開催するものとする。

(細 則)

第 5 条 本規約に定めるものの他、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議で承認を得ることとする。

(庶 務)

第 6 条 推進会議の事務局は、東京都医師会が担当する。